



■購入対象者

(1) 平成31年度の住民税(均等割)非課税者

※ ただし、下記に該当する方は除きます。

▽ 住民税が課税されている方に扶養されている方 ▽ 生活保護の受給者など

→対象と想定される方には8月中旬に申請書を送付しましたので、産業観光課まで提出してください。

要件を満たす方には9月下旬から商品券を購入するための「プレミアム付商品券購入引換券」を送付します。

(2) 3歳未満児子育て世帯主

平成28年4月2日から令和元年9月30日までの間に生まれた子どもが属する世帯の世帯主

→対象者には9月下旬から11月下旬にかけて、随時商品券を購入するための「プレミアム付商品券購入引換券」を送付します。

【重要】平成31年度の住民税(均等割)の申告をしていない方へ

本事業は平成31年度の住民税(均等割)非課税者を対象としています。収入がなくても未申告の方は対象となりません。

8月下旬までにプレミアム付商品券購入引換券交付申請書が届いていない未申告の方は、まず住民税の申告手続きが必要となりますので、申請書受付期限の11月29日までに産業観光課の窓口へお越しください。

■購入方法

▽ 商品券販売額 1冊5,000円(500円券×10枚つづり)のプレミアム付商品券を4,000円で販売

※ 対象者1人につき5冊まで購入可能

▽ 販売期間 10月1日(火)～令和2年1月31日(金)

▽ 販売場所と時間 産業観光課窓口 午前8時30分～午後5時15分(役場開庁日)

※ 10月5日(土)、6日(日)のみ、中央公民館本館102号室で販売します。

▽ 購入時に必要なもの 9月下旬より町から送付されるプレミアム付商品券購入引換券、本人確認できるもの(運転免許証など)、購入代金

▽ 使用可能期間 10月1日(火)～令和2年2月29日(土)

▽ 使用可能店舗 町内のプレミアム付商品券取扱店舗のみ(詳しくは町ホームページをご覧ください)

■注意事項

▽ 不動産や金融商品、たばこ、プリペイドカードなど換金性の高いもの、国税、地方税、使用料には使用できません。

▽ 商品券は現金と引き換えはできません。また、使用時に釣り銭は出ません。

詳細については、町ホームページをご覧ください。(http://www.town.agui.lg.jp/ka/premium.html)

■問い合わせ先 産業観光課商工労政係 ☎(48) 1111(内1225・1227)

10月1日(火)～10月7日(月)は全国労働衛生週間

「健康づくりは 人づくり みんなでつくる 健康職場」 (全国一斉スローガン)

国民の労働衛生意識の高揚や産業界における自主的な労働衛生管理活動の促進を図るため、厚生労働省は、10月1日から10月7日まで、働く人の健康の確保・増進や快適に働くことができる職場づくりなど、積極的な活動を提唱しています。

■問い合わせ先 産業観光課商工労政係 ☎(48) 1111(内1225)